

岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター（愛称：ゆうあいセンター。以下、センターという。）の利用団体登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録基準)

第2条 センターの利用団体登録ができる団体は、法人であると否とを問わず、公の支配に属せず、ボランティア・NPO 等の市民活動の発展への寄与が期待できるもので、次の各号に定める要件を備えているものとする。

(1) 団体の組織及び運営が次のとおりであること。

ア 団体の構成員が3名以上であること。

イ 構成員の半数以上が県内在住・在勤・在学者であるか、県内での活動実態があること。

ウ 団体の主たる活動の場所及び活動の拠点となる事務所（代表者または連絡担当者の住所又は連絡先）が県内にあること。

エ 団体意思を表明する代表者及び組織が確立し、会則・規約・定款またはそれにかわる団体の趣旨・活動内容を記載した文書が整備されていること。

オ 団体独自の予算がありかつ経理を行っていること。

(2) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。

ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する政治活動をする団体

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行う団体

エ 特定の宗教を支持し、又は教派若しくは教団を支援する宗教活動をする団体

オ 暴力団もしくはその構成員の統制の下にあるおそれがある団体

カ 会合の性質が騒擾を起こすおそれがある団体

キ 施設を破損またはその利用に支障をきたすような行為をおこなうおそれのある団体

ク その他、岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター管理運営共同体（以下、管理者という。）がセンターの管理運営上、問題があると判断する団体。

(登録申請)

第3条 センターに登録しようとする団体は、ゆうあいセンター団体登録用紙に、次の各号に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(1) 会則・規約・定款または、それにかわる団体の趣旨・活動内容を記載した文書

(2) その他、管理者が必要と判断し提出を求める書類

(登録証の交付)

第4条 管理者は、申請を受理し登録を決定したときは当該団体に登録証を交付する。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、登録証の交付の日から1年を基本として、管理者が3年以内で定めた日までとする。

(届出等)

第6条 センター登録した団体（以下「登録団体」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は管理者に届け出なければならない。

- (1) 代表者及び連絡担当者
- (2) 会則・規約・定款
- (3) その他、ゆうあいセンター団体登録用紙に記載の事項

2 登録団体として継続を希望する団体は、登録の有効期限の到来20日前までに管理者に第3条記載の登録手続きを再度おこなわなければならない。

3 登録団体は、管理者に求められた場合には、登録証を提示しなければならない。

4 登録証を紛失又は毀損した場合には、直ちにその旨を申し出て再交付を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第7条 管理者は、登録団体が登録後要件に適合しないと認めたとき、又は登録団体としてふさわしくない行為をしたと認めたときは、登録を取り消すことができる。

2 管理者は、必要があると認めたときは、団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 団体の連絡先等変更により、センターから発送する郵便物等の不達が続く場合（2度以上不達の事実がある場合）は、実態がないものとみなし、団体への通達なしに登録は取り消されるものとする。

4 上記の規程にかかわらず、管理者がセンターの指定管理者としての資格を失った場合には、本登録制度は失効し、登録は取り消されるものとする。

(情報の公開等)

第8条 管理者は、登録団体の次の各号に掲げる事項を公開するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 活動内容
- (3) 登録団体がホームページにおいて公開する事項
- (4) その他、本センターが各団体に許可を得た事項

2 前項に規定する情報の提供を受けたものは、ボランティア・NPO活動の推進・啓発の目的以外にその情報を使用してはならない。

(登録による施設利用の拡大)

第9条 登録団体は、次の各号に掲げる利用が可能となる。

- (1) 会議・研修室利用に関する6ヶ月前からの早期予約
- (2) 情報スペースへのポスター、チラシ等の掲示及び設置
- (3) センターホームページ (<http://www.youi-c.com/>) への情報掲示
- (4) ロッカー及びレターボックスの利用
- (5) その他、管理者が定める事項

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項はセンター所長が別に定める。

付則

(施行期日)

1. この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱に施行の際、すでに登録団体として登録されている団体は、この要綱の規定に基づき登録されたものとみなす。